第２９号議案

豊川市稲荷北デイサービスセンター条例及び豊川市音羽福祉保健センター条例の一部改正について

豊川市稲荷北デイサービスセンター条例及び豊川市音羽福祉保健センター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成２９年２月２３日提出

豊川市長　山　脇　　実

豊川市稲荷北デイサービスセンター条例及び豊川市音羽福祉保健センター条例の一部を改正する条例

（豊川市稲荷北デイサービスセンター条例の一部改正）

第１条　豊川市稲荷北デイサービスセンター条例（平成５年豊川市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第３条第２号を次のように改める。

⑵　介護保険法第１１５条の４５第１項第１号ロの第１号通所事業に係る同号に規定する居宅要支援被保険者等

別表第３条第２号に掲げる居宅要支援被保険者の項中「居宅要支援被保険者」を「居宅要支援被保険者等」に、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年厚生労働省告示第１２７号）別表により算定した要支援に係る介護予防通所介護費の額から介護保険法第５３条第４項の規定により支払われる予防給付」を「介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６３の２第１項第１号イ又は同項第３号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額の範囲内で市長が定める第１号通所事業に要する費用の額から介護保険法第１１５条の４５の３第３項の規定により支払われる第１号事業支給費」に改め、同表第３条第３号に掲げる者の項中「居宅要支援被保険者」を「居宅要支援被保険者等」に改める。

（豊川市音羽福祉保健センター条例の一部改正）

第２条　豊川市音羽福祉保健センター条例（平成１９年豊川市条例第４７号）

の一部を次のように改正する。

第３条第２号を次のように改める。

⑵　介護保険法第１１５条の４５第１項第１号ロの第１号通所事業に係る同号に規定する居宅要支援被保険者等

別表第３条第２号に掲げる居宅要支援被保険者の項中「居宅要支援被保険者」を「居宅要支援被保険者等」に、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年厚生労働省告示第１２７号）別表により算定した要支援に係る介護予防通所介護費の額から介護保険法第５３条第４項の規定により支払われる予防給付」を「介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６３の２第１項第１号イ又は同項第３号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額の範囲内で市長が定める第１号通所事業に要する費用の額から介護保険法第１１５条の４５の３第３項の規定により支払われる第１号事業支給費」に改め、同表第３条第３号に掲げる者の項中「居宅要支援被保険者」を「居宅要支援被保険者等」に改める。

附　則

１　この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の日の前日において介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１９条第２項に規定する要支援認定を受けていた者については、当該要支援認定の有効期間（同法第３３条第１項に規定する有効期間をいう。）の末日までの間は、第１条の規定による改正後の豊川市稲荷北デイサービスセンター条例第３条第２号及び別表の規定並びに第２条の規定による改正後の豊川市音羽福祉保健センター条例第３条第２号及び別表の規定は適用せず、第１条の規定による改正前の豊川市稲荷北デイサービスセンター条例第３条第２号及び別表の規定並びに第２条の規定による改正前の豊川市音羽福祉保健センター条例第３条第２号及び別表の規定は、なおその効力を有する。

理　由

この案を提出するのは、介護保険法の一部改正に伴い、豊川市稲荷北デイサービスセンター及び豊川市音羽デイサービスセンターが実施する介護予防サービス事業を介護予防・日常生活支援総合事業に移行するため、当該事業の対象者及び利用料金の基準額について所要の措置を講ずる必要があるからである。